

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年1月23日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 鈴木 巧（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 細谷 泰 暢（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 石川 さおり（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 白石 俊 輔（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 村上 史 祥（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 村中 貴 之（東京弁護士会所属）
弁護士 堀越 孝（第一東京弁護士会所属）
弁護士 高津 尚 美（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者5名及び補充裁判員経験者2名は、着席順に「1番」等と表記した（1番及び4番が補充裁判員経験者）。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。本日は本当にお忙しい中、かつ大雪の中お越しいただきましてありがとうございます。私は進行役を務めます東京地裁の刑事15部の裁判官の鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。今日の意見交換会には、裁判員を選ぶ選任手続から判決までの日数が4日とか5日ぐらいの比較的短い事件を担当された裁判員の方にお集まりいただきました。そのため自白事件が多いんですけども、例えば3番の方の事件のように争いのある事件、否認事件も入っております。そういう事件について、審理が分かりやすかったかどうか、あるいは評議について改善すべき点がないかどうかという辺りについて皆様から率直な御意見、御感想を伺おうと思います。本日、検察庁と弁護士会からも

御出席頂いていますので、簡単に自己紹介をお願いします。

石川検察官

東京地方検察庁の公判部におります検察官の石川と申します。今日は実際に裁判員を経験された方から直接御意見を伺えるということで非常に貴重な機会だと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

村中弁護士

東京弁護士会所属の弁護士の村中でございます。本日は皆さんの忌憚のない御意見を頂いて自分の弁護活動にも反映させたいと思っております。よろしく願いいたします。

司会者

よろしくお願いします。他に検察庁，裁判所，弁護士会からのオブザーバーの方が大勢おりますけれども，最初はちょっと緊張されるかもしれませんが，どうぞ率直な感想なり意見を述べていただければと思います。我々も今後の裁判員裁判に活かしていきたいという趣旨ですので，辛口な御意見も含めて遠慮なくおっしゃっていただければと思います。それでは最初に，私の方から皆さんが担当された事件を簡単に御紹介いたしますので，皆様の方からも裁判員を務めての感想をごく簡単で結構ですので，一言ずつ頂きたいと思います。まず1番の方ですが，銃刀法違反，強盗致傷ということで，生活費に困ってコンビニ強盗をして店員にけがをさせたという事件だったかと思います。1番の方，裁判員を務めての感想はいかがでしょう。

1番

私は学生時代から経済学には興味があったんですけども，法学には全く興味がなくて，今もって言葉にはちょっと明るくなくてですね，例えば公判だ，審理だ，評議だという言葉自体が慣れないという中で選ばれ，こういう機会を得ることができまして，まさしく裁判を身近に感じることができました。裁判の流れを見ることもできましたし，裁判官の方から執行猶予のことが出

ましたけど、執行猶予って国語辞典の中での言葉では分かるんですけど、実際はどう捉えたらいいんだろうか、実刑とどう考えたらいいんだろうかと、その場で考えなくてはいけないとなると、やっぱり調べなきゃと思って、帰りがてら日比谷図書館に寄って調べたり、ジュリストを、法学に興味なかったんで手にしたことなかったんですけど、ちょうど季刊誌で、執行猶予が特集されたのを見たりして、そういった意味では自分の中でも大きく、自分の考えの流れを整理することもできましたし、大変いい機会だったと思います。また、終わった後もいろいろな事件報道を見る中で裁判員裁判という言葉が出てくると、ある程度自分の実感を思い起こしながら、テレビ、新聞報道も見ることができたということではいい機会だと思いますし、裁判員制度が広く国民に知れ渡った形で開かれた裁判制度が広がっていけるかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。私が担当した事件ですが、裁判所に対しても遠慮なくいろいろ御意見を言っていただければと思います。それでは2番の方ですが、これは暴力団員の共犯者が何か民事上の争いがあった、それを発端に被害者宅に拳銃を発射したと、被告人はその共犯者を現場付近まで送り迎えをして幫助、手助けをしたという事件でしたね。では、いかがでしょうか。

2番

私も自分が裁判員に選ばれて、はじめに通知を頂いて、その後、本当に裁判員に当選するというか、そのお役が来るなんて思ってもみなかったので、いい機会かなと思ってここまでは来たものの、本当に自分が選ばれて裁判に出ることになったときには、最近にないぐらいの緊張をいたしました。まるでドラマのように検察官と弁護士がいて、被告人と呼ばれる方が来て、証人尋問が本当に自分の目の前で起こって、そういう経験を全く想像もしていなかったですし、初めてのことだったので、月並みな言い方ですけど、世の中

にはこういうこともあるんだなと、こういうことが実際に起こってるんだなというので本当に勉強になりました。今まで知らなかったことをいっぱい、言葉もそうですし、それぞれの意味なども説明していただいて、理解して参加させていただきました。また、朝から夕方までこちらにいる間に自由な時間も頂けて、その間に他の裁判を傍聴することもさせていただいて、自分が出ている裁判がどういうものなのかというのをちょっと違う角度から眺めたりとか、私にとっては本当に中身の濃い、密度の濃い4日間を過ごさせていただいたなというのが、今思い出したときに一番思い出すことです。

司会者

ありがとうございます。では3番の方ですが、これは危険運転致死傷と、道路交通法違反と詐欺もありますね。酒気帯び運転と、時速160キロで殊更信号を無視して1人が亡くなって4人がけがしたと、あと詐欺は警察官になりすましてお金をだまし取ったと、このような事件で、これは否認だったんですね。殊更信号を無視したかどうかが争いになったという事件のようですが、いかがでしょうか。

3番

私も生まれて初めて裁判員の通知が来て面白いなと思って喜んで来たんです。やってみて、ああ、裁判官って随分優しい人なんだなと思ってね。ところが裁判になると態度が変わるんですよね。評議室にいるときは、優しい人だな、この人裁判官が務まるのかしらと思うほど優しく親切に丁寧に話してくださいって、いざ裁判になると、あらっ口調も違うわと思って。被告人を見て、あらあらと思って、あんな若いのにという気持ちでね。ただただ驚いて、終わってからもいろんな人に、中身じゃなくて、ただ行ってきて裁判員してきましたとあちこちに言いふらしています。

司会者

ありがとうございます。それでは4番の方、飲食店のお客さんが被告人で、

その店のダンサーの方にわいせつ行為をしてけがを負わせたという強制わいせつ致傷の事案のようですけれども、いかがでしょうか。

4 番

私も最初に案内を頂いて、本当に裁判の通知が来たときに、最初は断ることしか考えてなくて、でも行かない理由が何もなかったので、とりあえず行ったんですけど、まあどうせ抽選で外れるだろうと思ってたら結局当たってしまっ。断る理由を本当に裁判が始まるまでいろいろ考えました。もともと主人がそういうのには興味があったというか、宝くじに当たるより珍しいことだから絶対参加するべきだ、もしかしたらキムタクみたいな検事さんなり、ゲームとかドラマで見るのが見られるかもしれないからって本当に興味本位で、不謹慎なんですけど、それでちょっとミーハーな気持ちから、最初は軽い気持ちと言ったら失礼なんですけど、参加させていただいて。短い裁判だったんですけども、結局その4日間を通じて、人の人生を変えるではないんですけど、やっぱりそれをみんなで決める判決を出さなきゃいけないという、そういう重要なことをやって、人生観が変わったと言ったら大げさかもしれないんですけども、自分が普段の生活でも気を付けなきゃ、自分が今度はあっち側の立場に立つんじゃないかというのもいろいろ考えさせられて。ただ、裁判員というのは私の周りに誰もなくて、みんな興味はあるんですけども、聞いてはいけないというのがあるみたいで。でも、こっちは言って広めて、みんな裁判員をやった方がいいと伝えたいんですが、みんなに言ったら、選ばれても絶対やらない、絶対やらないしか言わないんです。そこをもうちょっとみんなが参加できるような雰囲気を作りたいなと思って、私の意見は何の力にもならないとは思いますが、やっぱりそういうのに積極的に参加したいなと思って、今日は大阪の方から参加させていただきました。何かちょっとでも協力できればなと思っております。

司会者

ありがとうございます。それでは5番の方。5番の方も強制わいせつ致傷で、帰宅途中の女性の後をつけて歩道上でわいせつ行為をしてけがを負わせたという事件だったと思いますが、いかがでしょうか。

5番

私は学校の方は経済学をやったもんで、いわゆる法務、司法のことについては全く知識がなくて裁判員をやらせていただいたんですけども。まず印象としては、担当の裁判官の方が非常に懇切丁寧に我々素人に分かるようにいろんなポイントを説明してくださったということが非常に印象的でした。事件そのものは、被告人が事実関係を争わない、完全に自供してるんで、そんなに複雑なことではなかったんですけども、やはりどういう刑を科すべきかというのはなかなか重要な問題だなと。それをどういうふうに裁判所は決定してるのかというプロセスが非常によく分かったというのが大きな経験でした。皆さんがおっしゃったように、非常に私にとっては貴重な経験で、いろんな新しい知識とかそういうことを得たという意味ではいいんですけども。ただ、これだけお国が費用を掛けて、これだけ多くの人員がサポートしていただいて、こういう素人の裁判員が申し上げた意見というのが、本当にこの裁判というものにどういうふうに役立っていくのかなと思うと、少し忸怩たる思いがあるんですね。ですから、自分にはとても勉強になったけども、本当にお役に立ってるのかなという点に、多少私は疑念を感じております。以上です。

司会者

ありがとうございます。6番の方は本日は欠席です。7番の方も強制わいせつ致傷の事件で、事案としては外出中に被害女性を見掛けて路上でわいせつ行為をしてけがを負わせたという事件のようですね。ではお願いします。

7番

この裁判員裁判があったのがちょうど9月でちょうど4か月経ちます。世

間的によく新聞等に載せられるような事件の一つかなというのが第一印象でしたね。それについて、先ほど5番の方もおっしゃったように、争わないという姿勢が被告人の方があったので、刑の重さについてどのぐらいということに力点を置くような裁判でしたので、比較的、争ってどうしようという微妙なところの意見を求められなかった分だけ、まだ気持ち的には楽だったかなと思っております。ただし、さっき4番の方もおっしゃったように、向こう側の立場にいつ自分にならないという保証がないということが世間ではごく当たり前のようにあるんじゃないかなという、年を取ってくるとだんだん気持ちの上でたがが外れるということがないとは言えないんで、そこは心して掛かっていかなきゃいけないなど。物事を一つ一つ必ず結論を出して進めなきゃいけない社会ばかりじゃないんで、それをいざ結論を出さなきゃいけないという立場になったときの自分の身の処し方ですね。それをちょっと反省したような気持ちがあります。以上です。

司会者

ありがとうございます。最後に8番の方ですが、これは強盗傷人、建造物侵入、銃刀法違反の事件でパチンコの景品所の事務所に侵入して従業員にけがをさせて現金を奪おうとしたと。未遂ですね。果物ナイフを持って強盗をしたという事案のようですが、いかがでしょうか。

8番

一言で言うと貴重な体験をしたと思っております。私は、裁判員制度が導入されたときに、司法に関してずぶの素人に何ができるのかということを考えてたんですね。ここにいらっしゃる方も、数日間の公判に携わって判断を強られるわけなんですけど、ちょっと無謀なことではないかというふうに思っていました。その反面、裁判員裁判、刑事裁判はどんなものかということに大変関心があったので、今回、呼出状が来たのでお伺いしました。多分今回の皆さんの中で補充裁判員から裁判員になられた方はいらっしゃらないんで

はないかと思うんですね。実際、選任された後に別室に呼ばれたと思うんですが、補充裁判員の場合は、私の場合は1人だったんですが、皆さんの後ろに座りまして宣誓をしたんですけど、補充裁判員といえどもやっぱりそこから緊張感が出てきまして、たまたま金曜日だったので土日を挟んで月曜日から4日間という形になりました。やっぱりこの緊張感がずっと続いてて、被害者の方ももちろんですけど、被告人の人生に関わることですから、この事件に真摯に向かい合おうというので、プレッシャーはずっと感じていました。結局、私が補充裁判員から裁判員に、追加裁判員になるんですが、それが判決の宣告の日からなんですね。そうすると、法廷で補充裁判員の座る位置というのは、裁判長がいて右陪席、左陪席で、皆さんが3人ずつ腰掛けて、そのちょうど裁判長と左陪席の後ろの位置にあるんですね。そうすると、見え方が皆さんと違って、それが突然追加裁判員になったもんですから1列のところに座ったときの見え方は、ちょっとショックというか、何かどきっとしましたね。というのは、被告人がすごくクローズアップされて見えて、変な話ですけど、足元から全部見えて、後ろにいたときはあんまり見えませんのでね、それが少しショックを感じたということでしょうか。まして最後の日で判決が下るわけですから、思わず居ずまいを直して聞いていたというのが感想です。

司会者

8番の方は、どなたか裁判員の方が差し支えになって補充裁判員から裁判員になったと。

8番

そうなんですね。判決直前になりました。

司会者

他の方で補充裁判員だった方がお二人いらっしゃいます。実際には、審理はもちろん同じように入ってますし、評議の場面でも裁判員の方と大体同じ

ように意見を述べていくような形でしたか。

1 番, 4 番

はい。

司会者

分かりました。ありがとうございました。皆様方から一言ずつ感想を言っていただきました。今日の意見交換会で、私の方からお聞きしたいのは大きく言うと二つでして、一つは証拠調べの分かりやすさ、もう一つは評議についてです。証拠調べというのは要するに法廷での審理の内容ということになります。ですから、主に検察官あるいは弁護人の法廷での訴訟活動が分かりやすかったかどうか。逆に言いますと、もう少し工夫とか改善の余地があるかどうか。二つ目の評議については、法廷での審理が終わって皆さんが評議室に戻って結論を決める、例えば刑の重さですとか、あるいは3番の方のような事件ですと、まず事実関係がどうだったかという辺りを議論して結論を出したと思います。その評議の中で皆さんが自由に自分の意見をきっちり述べて、あるいは実のある議論ができたかどうか。証拠調べの問題と評議の場面の問題、この二つについてお聞きしたいと思います。

それではまず証拠調べ、法廷での審理ということですが、まず冒頭陳述と、その後の証拠調べですね。モニターを使って証拠書類を調べたり、証人尋問をやったり、被告人質問をやったり、というのがあったと思います。それから、最後に論告と弁論というのがあったと思います。これらの場面を分けてお聞きしていきます。まず冒頭陳述ですが、起訴状を朗読して、被告人に事件に間違いがないかどうか聞いて、その後、検察官、弁護人が、この事件のポイントですとか、証拠調べはこういうところを注目してくださいというプレゼンテーションをしたと思います。その場面がどうだったかと。冒頭陳述を聞いて、事件のポイントですとか、証拠調べの注目点、これがしっかり頭に入ったかどうか、この点についてまず感想なり御意見を伺いたいなと思い

ます。順不同でいかがでしょうか。

3 番

難しい事件じゃないので証拠も簡単というのか、分かりやすかったことは分かりやすかったです。

司会者

皆さんは、冒頭陳述の前には起訴状しか見てませんので、必要最小限度の事実しか見てないんですけど、冒頭陳述を聞いて、事案の概要なり、あるいは検察官、弁護人がどこにポイントを置いてるかという辺り、3 番の方の事件は、いくつか事件がありましたが、十分に理解できましたか。

3 番

車の方は随分冒頭陳述で述べられていましたけど、詐欺の方は軽いですよ。だから詐欺の方は、被害者がかわいそうなのに簡単だなんて思ってね。

司会者

冒頭陳述が割とシンプルだったと。

3 番

シンプル過ぎて、詐欺の冒頭陳述は随分簡単で、証人も詐欺の方は大して来てないし、こういうものなんだなと。もうちょっと詐欺の方を細かく言うのかと思ったんですが。案件は述べたけれど、その中身について被害者の切々たるものは出てこなかったなと。

司会者

被害者の気持ちとか、そういうものが出てこなかったと。

3 番

通り一遍には出てきましたけどね。

司会者

ただ、事案の中身ですとか、あるいは検察官が証拠で注目してほしいポイントとか、その辺は理解できましたか。

3番

車の方が罰則が重いので、どうしても重い方に多く取られてましたね。

司会者

それ自体はそんなに違和感はなかったですか。

3番

違和感はなかったけど、詐欺の方、私も高齢者ですので、友達も引っ掛かりそうになった人もいっぱいいるので、詐欺の罪状に対して罰が軽いなと思っ
て。

司会者

他の方がいかがですか。弁護人も冒頭陳述をしたと思いますけれども。どうぞ7番の方。

7番

3日間で終わった裁判なんで、非常に明らかな部分をはっきりしてるんで、検察官の冒頭陳述というのは明確に分かったんですよ。ただ、弁護人の方は、情状酌量の観点からというあれだろうけども、冒頭陳述と最終弁論の切り分けがほとんどできてないような弁護だったかなと。中身が重複してるんですよ。それを強調したいんで言ったのかもしれないんですけども、頭で言うことと尻尾で言うことが同じことを繰り返し言ってるという印象を受けました。そこをどのように捉えるかということで、裁判員の印象の問題は出てくるかなとは思いました。

司会者

ちょっと重複感があったということですか。

7番

そうですね。

司会者

どうぞ5番の方。

5 番

私の場合も事件は極めて単純な事件でしたので、冒頭陳述の説明というのは極めてよく分かりました。印象としては、最近の裁判というのは非常に科学的技術を駆使されてね、監視カメラの性能がいかにすごいかということを実感したわけですけども。一つ気になることは、これは裁判員としてではないんですけども、強制わいせつ事件というのは被害者が若い女性なんですよね。その犯行の詳細を説明するために映像をいろいろ見せていただくんですけども、被害者の女性の下着、下着といっても直接肌に着ける下着じゃないんですけども、そういう下着類をかなりアップで詳細に示してるんですよね。もちろん犯行を説明する場合に重要なんですけども、私はもうちょっと配慮があっただけじゃないかと。あそこまで若い女性の下着を大きな画像で映す必要があるのかなという疑念はちょっと感じました。

司会者

それは、モニターを使って行った証拠調べですね。

5 番

そうです。

司会者

冒頭陳述はいかがでしたか。

5 番

それが冒頭陳述なのか論告なのか、ちょっと私記憶が曖昧なんですけども。

司会者

ありがとうございます。どうぞ1番の方。

1 番

冒頭陳述に関して言えば、私のところは女性によるコンビニ強盗未遂だったんですけども、検察官も弁護人も両方ともA4で1枚のメモを用意されて、それを裁判官の方に配られて、同時に検察官の方はディスプレイ、モニ

ターを見ながら、犯行に及ぶまでの間の道路上での防犯カメラの映像とかも駆使しながら、かなりビジュアルにも分かりましたし、冒頭メモを見ながらも分かりましたし、時間的な流れもよく分かりました。そういった意味では裁判官、みんな素人の裁判員でも理解しやすかったと思いますし、冒頭のところでも公訴事実には争いなし、争点は量刑ですと最初から示されていた部分もありましたので、比較的分かりやすい事件でもあったけれども、なぜ分かりやすかったかというところ、検察官も弁護人も素人に分かりやすく示すというところが良かったんじゃないかと。傍聴人の方でもよく分かったんじゃないかと思います。

司会者

モニターでの証拠調べの前の冒頭陳述の段階なんですけれども、冒頭陳述自体は証拠ではありませんよといった説明はありましたか。これはあくまでも検察官、弁護人の主張、言い分であって、これは証拠ではないですよといった説明が検察官なりあるいは裁判官からありましたか。

1 番

私はもしかしたら言われたかもしれなかったですけど、理解はできなかったんで。

司会者

分かりました。2番の方にお聞きしますが、2番の方の事件は、これは先ほど幫助と、暴力団が拳銃を発射したのを送迎したというような事件なので、検察官も弁護人も幫助とか従犯という言葉を使ったりしたと思いますが、この辺はすっと頭に入りましたか。

2 番

幫助、従犯、それからそれを簡単に言い換えて運転手役というような説明をしてくださって、最初は幫助も従犯もちょっと分かりにくかったですけど。ただ、必ず、ちょっと自分の考えが止まっちゃうような言葉を使ったと

きには、それを言い換えて説明してくれるような場面が、すぐ後にはなくても、先ほどの言葉分かりましたかというような説明を裁判官の方が法廷から戻った後にして下さることもありましたし、検察官の要旨にまとめたレジュメのようなものにもありましたし、あと弁護人の方が話すときも、ものすごくドラマのように私たち裁判員の方に向かって説明して下さる中には、そういう言葉を置き換えて話して下さるのもあったので、初めのうちは英語のリスニングテストで分からない単語を飛ばしながら、大体このことを言ってる、こういう中身を言ってるというのが分かるという、起訴状を読んだりしたときはそんな感じで、ちょっとよく分かんない言葉だなというものもありましたけれども、要旨を使って冒頭陳述が進んでいくにつれて、ああ、今言ってた言葉ってこういう字でこういうことなのかというのも分かるようになってきたので、そういう意味では、分かりやすかったですかと聞かれたら、私でも分かりました。

司会者

ありがとうございます。他に何か冒頭陳述について何かございますか。では8番の方。

8番

冒頭陳述もそうなんですけど、検察側と弁護側の、先ほど言ったA4のレジュメみたいなのを配られたんですね。弁論のときもやはりA4の紙が2枚配られました。表記の状態が全然違って、検察官の方は箇条書きで細かく、それを読めば大体この事件はどういうものかというのが一目瞭然に分かるような書きっぷりでした。ただ、弁護側の方は、多分被告人の情状を狙ってらっしゃるのだと思いますけれど、パワーポイントで、これをもらっただけでは説明がないと分かりにくい。弁護人の方がちょっと優しい感じでソフトな感じだったのと、それから検察側の方がものすごく事務的にばあっとお話しなされた、それがすごい対照的だったというのが私の感想です。

司会者

分かりやすさという意味で、どうでしたか。

8 番

どうなのでしょう。会議でもそうですけれどもこういうパワーポイントは説明者によっても違ってくると思うんです。だからそれが果たしていいのかどうか何とも言えませんが、ある程度書かれてた方が分かりやすいかなというふうには思いました。

司会者

今、私の手元にもありますが、どちらかというと検察官は文字が多くて、弁護人は四角で囲ってキーワードだけというようなパワーポイントで。

8 番

はい。本当にキーワードですね。

司会者

弁護人はこの紙を補足するように説明をしていたと。

8 番

はい。御説明されましたけど、ああいう場所ではなかなか入ってきにくいですよ。そうすると、文字にされてた方が目で追えるというのはあると思いました。

司会者

分かりました。ありがとうございます。他に何か冒頭陳述でございますか。

4 番

私も強制わいせつの事件で、複雑で分からないところがないぐらい内容は分かりやすかったです。最初、起訴状だけ見ると、女性の立場からすると女性の敵だと思ったんですけど、実際に冒頭陳述でその細かいところを聞いていると、正直起訴状からの気持ちの、こんな女性敵なんやからもう有罪で思ってたのが、平等な気持ちに一瞬戻してくれたというところはありません

た。そこから平等に、もちろん被害者の気持ちもありますが、加害者のそのときの状況、故意なのかというのが争点になってたんですけど、そこをすごく考えさせられたという意味では、すごく分かりやすかったんだろうなということですよ。

司会者

この事案では、飲食店の客である被告人が、ダンサーの被害者の水着の中に手を入れたと。犯罪自体は争いないんですが、一部事実関係で争いがあったんですね。

4 番

はい。

司会者

ここに争いがあるんだなというのは冒頭陳述を聞いて分かりましたか。

4 番

それは分かりました。故意に入れたんだろうなというのはあったんですけど、聞くと故意じゃなく偶然にということも考えられるんだろうなというのを両方提案していただいて考えることができました。

司会者

検察官、弁護人のそれぞれの主張というのは冒頭陳述でそれなりに理解できたということですか。

4 番

はい。

司会者

ありがとうございます。冒頭陳述の辺りで何かございますか。よろしいですか。では、そこから先へ進みまして、冒頭陳述の後一旦休憩を取ったんじゃないかなと思うんですが、休憩を取った後、証拠調べに入ったと思います。まず証拠書類ですね。モニターとかを使って皆さんに見てもらったり、ある

いは被害者の供述を朗読したりというような場面もあったのではないかと思います。その後に証人の話を聞いたり被告人の話を聞いたりしたと思います。まず、その証拠書類、モニターを使ったり、調書を読んだりした辺りについてはいかがでしたか。先ほど防犯カメラは分かりやすかったというようなお話もございましたね。

1 番

そうですね。確かに冒頭陳述は10分ずつしかなかったのですが、防犯カメラについては証拠調べのところで時間を掛けてやられたかもしれないなと今思い起こしました。あの事件では、路上の防犯カメラはあったんですけど、コンビニの店内の防犯カメラが当時故障してたんでということで、証拠書類では全くなしで、じゃあ実際にどういうふうに本気で暴れたのかとか、殺傷しようとした形相とか、そういったことは全く分からずに、弁護人から言わせると生活苦で、ともかく刃物を向けて、ハンマーは脅しのために振り回しただけで危害を加えるつもりは一切なく、けがを負わせたけれども、それは店員さんが振り落とそうとしてやったときにたまたまちよっと切れてしまっただけだということでは、ビデオにはなかったもので、お互いの言い分の中でそれが合ってるかどうかを推測しながら、また持ち帰って話をしました。審理の中ではあくまで検察側も事実だけを言われたように思いますので、誇張したようには感じませんでしたし、比較的簡潔に分かりやすくまとめられていたと思います。

司会者

冒頭陳述の中で、例えば防犯カメラを後で映し出すのでよく見てくださいといった話もあったかもしれませんがね。例えば証拠自体があっさりしていたので、もうちょっとたくさん証拠が出た方が良かったとか、あるいは逆にものすごくたくさん証拠が出て分かりづらかったとか、あるいは時間も長かったとかですね。そんな感想でもいいですし、それに限らず何かありま

すか。時間的には60分とか70分ぐらい調べた事件もあるようですが、時間が長いという感じはなかったですか。4番の方の事件では1時間以上やっていますでしたか。

4番

そうですね。あんまり覚えてないですけど。

司会者

そんなに、証拠がいっぱい出て時間も長くてという印象はないんですね。

4番

証拠で覚えてるのは、被害者の女性が着ておられた水着の写真というのがあったんですけど、果たしてその証拠の写真は必要やったのかなというのはちょっと。逆に、その写真を出した方が被害者に不利やったん違うのかなというのは正直思ったんで、出さんほうがええん違うかなというのはあったんですけど。あとは故意か故意じゃないかが争点だったので、証拠、いわゆる物的な映像やものがなかったんで、もう本人の気持ちの中のことを話し合っていくという形やったんで。

司会者

この辺は客観的なものがいろいろ出てきたんじゃないかと思うんですけども。例えば詐欺の事件では被害者の調書が朗読されたんじゃないですか。

3番

被害者の調書の朗読はしましたが、そんなに長い時間じゃなかったです。どっちかといえば弁護士の方が被告人の生い立ちについて述べて情状酌量を求めてたんですが、生い立ちって言われてもねえと思って聞いてたんです。

司会者

他の事件の方も、例えば強制わいせつの事件は被害者が証人で来ていないので、被害者の調書を朗読したという形ですかね。

7番

私の場合は被害者の方が日本の方じゃないんで、言葉のやりとりでちょっとニュアンスが分からない部分がありました。ただし、犯罪があった場所がたまたま私にとっては比較的土鑑がある場所だったんで、あそこでこういうことがあったという、頭の中でそれを大体思い浮かべることができたんで、他の裁判員の方よりはその辺の理解が早かったのかなとは思ってます。

司会者

5番の方。

5番

私のケースでは被害者の方が法廷に出て御自分で陳述なさいました。

司会者

最後に被害者の方が来て意見を述べたんですか。

5番

スクリーンを引いて顔が見えないようにして、御自身で陳述をされました。

司会者

証拠調べ全般について、大体皆さんすんなりと内容が頭に入ってきて理解できたという感じでしょうか。ここはもう少し工夫の余地があるなといった御意見はありますか。

1番

工夫がされた跡だとは思いますが、被害者の方は出廷されませんで、もう示談が組まれて、示談金も払われた後でございましたので、そういった意味では、その示談書というのが弁護人にとっては強い証拠品なんだろうというところがありました。

司会者

弁護人から示談関係の証拠が出てきたということですね。

1番

はい。

司会者

3番の方の事件は、詐欺もあるし危険運転致死傷もあるし、事件がたくさんあるんですけど、それについて証拠調べで混乱したことはありませんでしたか。

3番

どちらかという詐欺の方はさらっと流されたので、ああ、詐欺もして、そのお金でこういうことをしてるんだなと、車買って、しかも事故起こしてと思ってたんですけどね。ですからその流れとしては分かりました。

司会者

メリハリが付いてたということですね。

3番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。次に、証人尋問や被告人質問の場面についてお聞きします。情状の関係が多かったと思いますが、証人として来た方もいらっしゃるし、被告人からの話も聞いていると思うんですが、この辺はいかがでしょうか。尋問の内容、尋問の意図が分かりやすかったかどうか、頭にすっとなってきたかどうか。感想などはございますか。3番の方の事件は争いがありますけれども、その他の事件では被告人側の情状関係の証人が何人か出てきたかと思います。情状証人ですのでそんなに長々と聞くという感じではなかったでしょうか。それほど問題は感じなかったですか。3番の方の事件は信号を無視したかどうかという辺りで警察官の尋問があったんですね。これはどうでしたか。

3番

警察官の方は慣れてないのか、しどろもどろでした。

司会者

証人がですね。

3番

証人がね。あらあら慣れてないのねと思って。ずっと物が言えなくて、相当興奮して緊張してるなと思って。

司会者

事実関係は分かりましたか。

3番

はい、分かりましたけど。ただ、すうっと言わないで、大分ごとごとごととなつたので分かりづらいなどは思いました。

司会者

それから、3番の方の事件では精神科の医師の証人尋問もあったんですか。

3番

お医者さんはね、関係ないですとはっきりおっしゃいました。精神的には問題ありませんと。

司会者

被告人の精神状況について証言されたと。

3番

はい、そうです。お医者さんは、そういう精神的な問題はありませんとはっきりとおっしゃってました。

司会者

精神科の医師の専門用語とか難しい言葉とか、そういうのは大丈夫でしたか。

3番

使いませんでしたね。

司会者

では、分かりやすかったと。

3 番

はい。

司会者

他の方でどうでしょうか。例えば実際には来ていないけれどもこういう人が証人で来てくれれば良かったなとか、そう思ったような方はいますか。

1 番

私の事件で言えば、先ほど示談書と言いましたので、実際にけがをされた方はもうそこでお許しくささいと、宥恕を願いたいという文も出されてらっしゃったんで出てこなかったんですけど。実際店の中でどういう争いになったのかというのは、やはり証人に出てきてほしかったなという気持ちは、他の裁判員の方のお話でもありました。

司会者

そういう感じを持ったと。被害者ですね。コンビニの店員ですかね。

1 番

コンビニの店員さんですね。

司会者

他の方でいらっしゃいますか。

7 番

日本の方ではないと、裁判へ出てくるのが嫌だという本人の申出だったんで、ということでもって検察官の方の話だけで終わってるんですよね。ですから本当の生の声は聞こえてないんですよ。それは限界なのかなと思います。

司会者

職務従事期間が4日とか5日というのと、大まかなイメージとしては、まず選任されて、2日目に冒頭陳述から証拠調べを大体1日で終えたという方が多いんですかね。3番の方は2日目も証拠調べをされていますね。

3 番

はい。

司会者

他の方は1日で大体被告人の話を聞くところまで終わったというスケジュールですよ。そこまでのところで、この辺はもうちょっとこうの方が良かったんじゃないかとか、全般を通じて何か御意見はありませんか。

7番

私の方は大体1日目で被告人質問から何から全部行っちゃったから。

司会者

1日目というのは、選ばれてその次の日ということですか。

7番

そうですね。合計3日間で裁判は終わっちゃったんで。ですから、あれよあれよという間に終わっちゃったんです。

司会者

では、被告人質問が終わったところぐらいまではよろしいですか。今までのところで検察官、弁護人から何かございますか。

村中弁護士

弁護士の村中からお伺いします。今回の皆さんの事件は、論告、弁論の前までがちょうど1日で、公判1日目で終わっているという事件が多いんですけども、1日目は裁判員の皆さんは非常に緊張されると伺っておりまして、その関係で1日目で証拠調べが全部終わってしまったというのは、審理に立ち会っていただいている、理解が十分にできたかどうか、緊張されたかどうかも含めて、お伺いしたいと思います。

司会者

裁判員に選ばれて、法廷に入るのは2日目が初めてですよ。それで1日で審理が大体終わることなんですけど、緊張もされていますし、その日の審理が頭に十分入ったかどうかという趣旨の御質問でした。この辺はい

かがですか。はい， 1 番の方。

1 番

選任されたのが金曜日で月曜日から裁判が始まったんですけど，その月曜日の 1 日目で全て，今お話しいただいた分が全て凝縮されて，丸 1 日掛けて行われたわけなんですけど，やはり素人の裁判員から見たら，かなり詰め込まれたなという気持ちはあります。ただ，逆に言えばそれだけ多分公判前整理手続というのが十分にできて，検察側も弁護側もそれぞれ論点のある程度整理されてたからできるんだろうなと思います。逆に裁判員はその日初めて事細かな状態を聞くわけですから，やはり 1 日でそこだけ一遍に終わらせてしまうのはかなりきつかったなと。私は特に補充裁判員でしたので，自分の意見が最終評決には参加できないという観点から見ると，いかにその後の評議の中で，皆さんにここは幹じゃないかもしれないけど，考えなくちゃいけない一つのポイントかもしれないよというのを提案しなくちゃいけない，そんな気持ちでもおりましたので，被告人の表情を見たり，メモを取ったりで，かなり神経を研ぎ澄ませていた 1 日だったんで，かなり疲れた感じがしました。

司会者

他の方はいかがですか。2 番の方。

2 番

お尋ねにあったように緊張はものすごくいたしました。私の場合は警備法廷で，特に私たちが何かというわけではないですけども，万が一のことがないように守られてますからという説明をしていただいて，最初はその言葉にちょっと緊張するということがあったんですけど，実際に裁判が始まってしまうと，その渡された資料ですとか，提示される証拠とかを見ることに集中してしまいますし，普段の仕事と比べるとものすごく時間ごとにしっかり休憩をとっていただいて，一度控室に戻る時間もありました。なので，もの

すごく詰め込まれた時間でやることは濃かったですけれども、それがつらいとは思わなかったです。ただ、本当に、なぜか法廷がとても寒かったので、こんな寒いとこなんだなと思いながら、短い間にいろんなことをやって、それが分かりにくいとか大変とかではなかったですけど、でもやっぱり控室に戻ると、はあとという感じになるから、自分の中ではすごく緊張して集中した時間だった、密度の濃い時間だったと思います。

司会者

ありがとうございます。皆さんが選任された日についてですが、多分選任された後に説明とかがあってその日は終わりということだったかと思いますが、その日の例えば午前中に皆さんが選ばれて、午後から早速法廷に入っていくというスケジュールはどうでしょうか。

8 番

それは事件によって変わってくるということもあるんですか。

司会者

もちろんそれもあるかもしれませんが、全体のスケジュールの取り方として、例えば午前中に皆さんが選ばれて、その日の午後から早速少し法廷に入っていて、2日目にまたその続きという、そういうやり方はどうですか。

8 番

そうですね。

5 番

いや、それはやっぱりいきなり法廷へ出るというのは。

司会者

5 番の方、どうぞ。

5 番

すいません。いきなり法廷へ出るというのはやはりちょっと裁判員として

は戸惑うんじゃないですか。やはりブリーフィングをしていただいて、事件の概要とかその犯罪の性質とか基本的なことが頭に入ってから法廷に出たいですね。

司会者

トータルとしては短くなりますけど、そこはどうですか。仮定の話にはなりますが。

1 番

そうですね。1日に詰め込まれた分が二つに分かれるという意味では一息つけるのでいいかもしれないですけど、実際にやってみないと実感が湧かないです。

司会者

分かりました。先ほどの弁護士からの御質問についてはどうでしょうか。要するに初日なので緊張したままあっという間に終わっちゃってということがあったかどうかということですが。

8 番

先ほどもお話ししましたが、かなり緊張してました。詰め込まれたという感じはあまりないんです、私の場合は。割に順序立てて入ってるという感じですね。ただ、頭に残ったかどうかはちょっと何とも言えませんけど。

司会者

冒頭陳述の後に少し休憩を入れたかと思いますが、そこで少し落ち着いたという感じはなかったですか。4 番の方はいかがですか。

4 番

私はあんまり緊張しなかったんですけども、評議室の方でも裁判官の方とかが雑談とかをして和ませてくれたんですけど、でも裁判になって部屋に入ると、それはいい意味の緊張感を持たなきゃいけなかったんで、その切り替えはすごく上手に雰囲気作りをしてくださったので、いい意味の緊張感はある

りました。評議のときはリラックスして、本当に皆さん自分の思ったことをちゃんと述べられるような雰囲気はありました。

村中弁護士

どうもありがとうございます。そうすると、緊張はされるけれども、実際に法廷でやっていることが分からなかったということでもないということなんだろうと思うんですけども。ただ、1日目は若干余裕のあるスケジュールを取った方がいいのか、それとも皆さんが御経験されたようなスケジュールで大体良かったのか、その辺りはいかがでしょうか。

司会者

どうでしょう。何か御意見がありましたら。

3番

スケジュールどうのと言われても、初めてのことなのでこういうもんだとしか思わなかったです。このスケジュールとは違ってこうやった方がいいとかいうのではなくてね。ただただ最初の日は暑かったです。10月なのにめちゃくちゃ暑かった。休憩時間に頭から水をかぶるぐらい暑かったです。午後からは扇風機を入れてくれて、次の日はクーラーが入りましたけどね。暑くて具合悪くなるなと思ってたのが最初でしたね。

司会者

4番の方どうですか。

4番

事件の内容的に1日に詰め込まれた分に関しては、私はそんなハードとかは感じなかったんですけど、逆にこれが殺人とかそういう重罪になったときに、このスケジュールを組まれたら自分の心がついていくかいうたら、ちょっとしんどいんじゃないかなというのは正直思うところがありました。やってないから分からないですけど、自分が担当した分に関しては、スケジュールがきついかは全く思いませんでした。

司会者

それは殺人とか重大事件だと。

4 番

ここでととととと証拠なんか見せられたり、こういう人を殺して死んだというのに、精神的についていける自信がないかなというのはすごくあるんですけれども。

司会者

心の準備という面でのことですかね。

4 番

そうですね。当日選ばれましたで一回家に帰って整理がついて、2日目だったらいいんですけど、先ほどおっしゃったように午後からいきなりというんだったら、ちょっと私は気持ちの整理がつかないかなというのはありました。

5 番

ちょっと質問なんですけど、私の記憶では、選ばれた1日目に主任裁判官その他の裁判官の方と会ってブリーフィングを受けて、法廷に出たのはその次だという記憶があるんです。それでよろしいのでしょうか。

司会者

ええ。恐らく抽選で選ばれて、その後、評議室で裁判官から少し説明があったりして、その次の日から法廷が始まったと。そういうことですね。

5 番

そうですね。ですから、私の担当したケースは強制わいせつ致傷という罪名なんですけれども、私自身強制わいせつというのはどういう犯罪なのか全く知識がなくて、誤解した面もあったんですよね。それについていろいろ裁判官の方に質問して、いわゆる司法上の強制わいせつというのはこういう犯罪であると。それから過去の事例としてこういうものがあるんだということ

を教えてください初めて理解ができたということがありますから、そういう過程を経ないでいきなり裁判に行って冒頭陳述や論告を聞いてもですね、ちょっと理解ができなかったかもしれないから、ブリーフィングは非常に私にとっては役に立ちました。

司会者

ありがとうございます。よろしいですか。

村中弁護士

はい。ありがとうございました。

司会者

それでは、論告、弁論について議論を進めたいと思います。2日目の1日で被告人質問まで終わって、恐らくその次の日の朝に検察官と弁護人が論告と弁論ということでそれぞれの立場からの総括的な意見を述べたと思いますが、この辺はどうだったかということですね。論告、弁論について何かお気付きの点はありますか。3番の方以外の方の事件は争いが無い事件ですので、刑の重さ、専らどういう刑がいいかというところがポイントになっていたかとは思いますが。論告と弁論を聞いてそれぞれ検察側、弁護側の主張の内容、ポイントというのは十分理解できましたでしょうか。では、3番の方。

3番

弁護人の方はそれしか言いようがないんだろうなという感じで、生い立ちに対して情状してあげてくれとか、そういうことを言ってました。それしか弁護しようがないよねと思って聞いてました。それ以外に、ああいう場合は一体どういう弁護が正解なんだろうなと思って。

司会者

弁護人の言ってる中身自体は理解できたということですか。

3番

理解できました。ただ本人が哀れな育ちなんだから、情けをかけてあげて

ほしいということを強調してましたね。

司会者

冒頭陳述から始まって、この事件のポイントは例えば刑の重さですよという話があって、検察官としてはこういうところを重視してほしいと、弁護人としてはこういうところを情状で見てほしいというような話があって、その上で皆さん証拠を見てるわけですよ。最後、検察官と弁護人の論告、弁論を聞いて、その段階で自分としてはこの事件はこうだなと、自分はこういうところを重く見たいなとか、あるいは逆にこういうところを重視したいなという自分なりの意見というのを、持つことができましたか。その後、評議をするわけですがその前の段階でどうだったでしょうか。

3 番

やはり同じことですが、弁護人の話を聞いて反感を持ちました。はっきり言って、悪いけれど、そんなふうに同情してあげてという。でも、表現も大体そういう感じでしたね。

司会者

3 番の方の事件は、一部争いはあるけれども、事案としてもかなり重い事件ではあったんですよ。

3 番

ええ。

司会者

他の方はいかがですか。はい、1 番の方。

1 番

私の事件の争点は量刑で大体分かりやすいところではあったんです。論告、弁論を聞いてそれぞれに理解することはできましたし、私を含めてそれぞれの裁判員も自分なりの意見を持つことはできたんじゃないかなと思います。その中でも論告メモでちゃんとまたA4の要旨にまとめていただいたので、

そういったところも分かりやすかったです。検察官の方は、趣旨としては、そうは言いながらも犯意は弱くないんだよとか、無責任な行為だよということで、情状酌量とはいえこうだよというところがはっきり示されていたので、やはりそれは検察官の立場としてはそうだなと思いました。一方、弁護人の方の弁論メモを含めて話していきますと、情状酌量がメインなので、その前の段階のところは、本当に一文、一言で終わっちゃうといえますか、包丁等を準備して強盗を行ったことは強盗致傷罪、加療3週間で評価され尽くされているという言葉もそうでしたし、実際の言葉で言うのもその一言で終わってしまったんです。その言葉を聞いてて、評価という言葉が使われたところを見ると、そこまで評価はされ尽くしているのかと。整理はされたとは思いますがけれども、評価は。弁護人の立場としてはそこがちょっと乱暴な言い方だなとは思いました。ただ、争点はまとめていらっしまったので、今細かいところだけ言いましたけど、全体的には分かりやすかったです。

司会者

今おっしゃったのは、弁護人の主張としては強盗致傷というやったこと自体は、もうその強盗致傷罪という、あとけがの重さで全部評価されているんだと。専ら示談とかそういう辺りを中心に弁論していたということですか。

1 番

整理しますとそうなります。

司会者

他の方どうですかね。論告、弁論で何かお気づきの点はありますか。よろしいですか。これで論告、弁論が終わって法廷での審理は終わりになります。ここまで法廷での審理が分かりやすかったかどうかというところをお聞きしてきましたが、全体を通じてちょっと言い忘れたとか、この辺はもう少し改善する点があるんじゃないかとか、そういう御意見などはありますか。検察官、弁護士、何かございますか。

村中弁護士

先ほど1番の方から、弁護人の弁論が犯罪の点について強盗致傷罪、加療3週間で評価され尽くしているというのはちょっと乱暴じゃなかったかというお話があったんですけど、事実には争いが無いとはいえ、犯罪そのものに対する評価も弁護人として何か指摘することがあれば、そこは丁寧に述べた方が良かったんじゃないかと、そういう御趣旨でしょうか。

1番

やっぱりそういうところですね。

村中弁護士

その辺は1番の方の事件の弁護人の弁論はちょっと薄かったという感じなんですかね。

1番

その評価という単語にすごくこだわったのかもしれないんですけども、その単語にさえこだわらなければ、全体の流れとしては、もともと情状酌量を得ようというところがポイントでしたから、そこは時間を有効活用するにはそうだったかもしれないなとは思いますが。まず、示談書、示談金を取ったところで、弁護人としてはかなり大きなところをもうそこで事前に仕上げられていたなという中での話ではありました。

村中弁護士

ありがとうございます。

司会者

どうぞ、5番の方。

5番

私の感想としては、私の担当した事件では、検察官の論告も弁護人の弁論も、極めて常識的と言っては失礼かもしれませんが、きちっとやられていて、それについては何ら疑念を感じたことはありませんでした。ただ、さ

つき私は冒頭陳述のところで申し上げてしまったんですが、証拠調べのところでいわゆる映像で被害者の女性の衣類、下着類をかなり詳細に紹介されていたのが、私としては、それは犯罪を証明するためには必要なプロセスではあるんでしょうけども、被害者が若い女性だということもありますから、もう少し被害者に配慮した証拠の提示方法があるんじゃないかなというふうに感じました。それだけです。

司会者

ありがとうございます。2番の方の事件では、弁護人の弁論は紙は特に配られなかったんですか。

2番

はい。紙では配られなかったです。ただ、もう争うことはなくて、事実は事実として認めてたので、全容解明に自首が大いに役立った点を考慮してほしいことと、おばさまがその後の生活についての情状の証人に立ってるということをお話しされてました。

司会者

紙がなくてもそこは十分に。

2番

紙がなくても聞いている話を理解することは十分できました。

司会者

証拠調べ、論告、弁論まではよろしいでしょうか。では、今日お聞きしたいもう一つのポイントである評議についてお聞きしたいと思います。皆さんは法廷での審理を終えて、恐らく論告、弁論が終わってその後すぐに評議に入ったかと思います。評議の時間は事件によって違いますが、大体1日半ぐらいでしょうか。短い方は半日ぐらいの評議という方もいらっしゃるのでしょうか。そこも後でお聞きしたいと思います。まず評議に当たって裁判官から刑の重さをどう考えていくかというような説明や他にもっと説明があっ

たかもしれませんけれども、最初にそのような説明はありましたか。その説明自体は理解できましたか。何か御意見はないですか。3番の方。

3番

説明は表を出して説明してくれたんで。こういう類似事件でどのぐらいの罰則かというのを表ですっと。

司会者

グラフですか。

3番

グラフで出してくださいましたので、それを見て、はあと思いました。

司会者

グラフのお話もお伺いしたいなと思うんですけども。冒頭の裁判官の説明自体は大体理解しやすかったということですが。そこから先、皆さん御自身の意見を述べ、他の方の意見を聞いて議論して結論を出していったと思うんですけど、裁判官の説明を理解するだけじゃなくて、皆さんの意見を十分に言えたでしょうか。評議の秘密もあるので言いづらいところもあるかもしれませんが、御自身の感想として。はい、1番の方。

1番

特に裁判官の方が、気を遣っていただいたのが実感できるぐらい、僕らの意見をくみ上げよう、くみ上げようという気持ちを感じ取れました。それに我々、僕も含めてですけども、裁判員それぞれが自分の意見を述べようという気持ちも強くてですね、他の事件もそうだと思いますけど、私の事件は特に裁判員全員が、もともと積極的に参加したいなという気持ちを持った人間が集まっていたので、一通り、まず述べたい人間から言う場合もありますし、裁判官が順番に当てていく場合もありますし、いろんなやり方を織り交ぜながらやっていきながらも、そのポイントについて発言しない人がいたら、あなたどうですかというふうに裁判官が意見を振り向けたりしましたの

で、そういった意味ではみんなの意見が十分に吸い上げられた評議ができたんじゃないかなと。その評議をしながら、みんながそれぞれ自分の意見があったと思うんですけど、それが多少変わった人もいたかもしれませんし、更に自分の意見を強く持つことができた人もいたでしょうし、そういった意味ではすごく流れのいい、裁判官がうまく流れを作ってくださった評議だったなと思います。

司会者

他の方はいかがですかね。議論の進め方でもいいですし、評議全般についてもうちちょっとこうの方がよかったんじゃないかといった御意見はありませんか。はい、5番の方。

5番

私の事件の場合は、最終的に判決をどうするかという議論になったんですけども、A案とB案という二つの提案があって、裁判員の意見が分かれたんですね。Aがいいという裁判員とBがいいという裁判員。これはその前に裁判長がその辺の背景を十分に説明してくれて、あとは挙手でA案、B案の賛否を表明したんですけども、その過程において、なぜB案がいいのか、なぜA案がいいのかというお互いの主張の理由がちょっと十分に討議を重ねないままに、時間がなかったんでしょうけども、最終的にはもう一回挙手をしてくださいという挙手だけで決まってしまったという経緯がありまして。最終的にはそれでいいんですけども、もう少し裁判員同士での議論といいですか、なぜ自分はこの案とするかという説明の時間がもう少しあったらよかったなというふうに感じました。裁判後の記者会見でも、ある裁判員の方がそういう趣旨のことをおっしゃってましたんでね。結論はもちろん挙手によるんですけども、その過程でもう少し時間があったらよかったというのが私の印象でした。

司会者

やや不十分だった理由というのは、例えば時間が足りなかったのか、あるいは裁判官の進行の問題なのか、この辺はどうでしょうか。

5 番

やっぱり進行の問題じゃないですかね。ある問題について賛成、反対の議論があったんですけども、そうですね、やっぱり時間の制限じゃないですかね。

司会者

時間の問題もあったと。

5 番

裁判長としては十分に説明されてるんですよ、私の印象ではね。私は完全に理解したつもりなんだけど、その理解の仕方が裁判員によってももちろん違うわけですから。なぜ自分がこう思うのかという議論があまり他の裁判員の方から聞けなかった。

司会者

もうちょっと議論を深めてもよかったんじゃないかと。

5 番

ええ。だからちょっと消化不良になったような感じがしましたね。

司会者

他の方いかがですか。1 番の方。

1 番

私のケースで言えば、どっちかという後半の方が量刑の話をしたんですが、量刑なりを話し合う前に、まず最初に自分はどう思ってるのか、まずちょっと挙げてみましょう、今まで話し合った中でどう感じるか、そこから話を始めて、最後どうなったか、またもう一回それぞれの皆さんの考えを聞きましょうという、その2段階で進めたのが良かったかなと思います。まずは1回目に、こういう考えもあるよね、こういう考えもあるよねという流れの

中で一旦俎上に上げて、そこからまた話を深めて、またもう一回どうでしょうかという、その進め方が、私のケースのときはすごく良かったです。

司会者

時間的な問題はいかがですか。例えば2番の方の事件、評議は半日ぐらいでしたか。

2番

2日目の論告が午前中の早い時間に終わったので、たっぷりお昼休みを頂いた後の午後に丸々使って話して、もしもこの午後で皆の意見がまとまらなかったら、次の日の判決が午後だったので、次の日の午前中を使ってもいいので、どなたも思ってることをここでは何でも言っていていいですからという形で言っていました。ほぼその午後の段階でみんなの意見がまとまるというか、こういう方向かしらということにだんだんなってきたので、3日目は使わずに半日の評議となりました。

司会者

それで時間が短くて言いたいことも言えなかったなということはないですか。

2番

評議の中では割とというか、他を見たわけではないので分からないですけども。

司会者

御自身の感じ方は。

2番

私もしゃべれましたし、他の皆さんもこういうところはどうなんですかという、似たような事件についての判決の刑の重さをパソコン上で出したものとかを参考に見せていただいたり、あとは執行猶予を付ける場合には量刑はこうなるみたいな説明も、執行猶予って言葉はみんな知ってますけど、実際

にどういうことでどうなるということを説明していただいたりとか，結構細かく質問して教えていただいて，またそこで話をしていることをして。なので，そんなにあっさり午後の早い時間には終わりませんでしたけれども，消化不良になるような形ではなく，納得のいくところにたどり着いたと思っています。

司会者

裁判官の説明だけじゃなく，御自身なり他の方の意見も十分出すことができたというような感じですか。

2番

こういうことだったからこう思うんですけどみたいな意見を，皆さん結構話していたと思います。

司会者

5番の方。

5番

さっきどういう原因かとお尋ねになったんで時間の問題でしょうというふうに申し上げただけでも，ちょっと挙手が早過ぎたんじゃないかと思えますね。もうちょっと議論してから挙手をすればいいんだけど，じゃあ挙手しましょうということになって意見が分かれてしまったということがあるんですね。

司会者

そうすると，議論の進め方が問題だったと。

5番

そうですね。ちょっと早過ぎたんじゃないかなと思いますね。

司会者

そのときに例えば，いや，もうちょっと自分はこう思うんだとか，あるいは他の人の意見も聞きたいんだみたいな，そういう感じではないんですか。

5 番

挙手を一旦採ったら、それに対して裁判長の方がまたコメントされて、これはこういうふうな背景があるんだとか、そういうことをもう一回説明されたんですよ。

司会者

他の方はどうでしょう。評議全般について。7 番の方の事件も評議は半日ぐらいでしたか。

7 番

そうですね。2 日目の終わったのが 5 時半頃になったかな。5 時までということが 5 時半頃。明るく日を使ってもいいとさっき 2 番の方がおっしゃったように、明るく日を使ってもいいということだけど、その辺で結論が出そうだということでちょっと時間を引っ張って、そこで結論を出したということですね。

司会者

特に時間が足りなかったとか、そういうことはないんですか。

7 番

それはなかったと思ってます。私自身は、その前の日に、初日が終わった後にそれまでの判例の傾向をネットで一応見たんで、どのぐらいのあれというのを見て、およそこのくらいかなというのを、初犯でもありましたしね。私の裁判員裁判だけが特殊なのかもしれませんが、裁判員になったのが私以外はみんな女性の方だったんですよ。こういう強制わいせつみたいな事件は、女性の方が厳しい案が出るかなと思ったんですけど、意外に公平に見てくれてるんだなというのが率直な感想ですね。そういうことでもって結論が出たと感じてます。

司会者

他の方は。

1 番

先に量刑の話をしちゃったんですけども、裁判員の方がまずちょっと量刑は後にしましょうということで、論告、弁論が終わった後、残りの午前、あとは午後丸々使ってますね、経緯や動機だとか根本原因だとか、そういったところを十分話すことができました。特に私の場合、前半の部分で言いましたように、店内の防犯カメラがなかったのも、実際にどれだけ犯行度合いが凶暴なのかというところは話合いでするしかありませんでした。検察官も、犯行に至るまで相当ちゅうちょしていたということも含めてある程度弁護人の主張を認めてる部分があったりして、そういった中で実際に事件自体がどうなのか掘り下げようと、さっき言った経緯、動機、根本原因というのを十分に話し合うことができました。また1日置いてから、じゃあ量刑はということで話し合うことができましたので、量刑に入る前の、争点は量刑だったんですけども、本当にじっくり話合いが、評議ができたと思います。

司会者

刑の重さを考えるに当たって、犯罪行為そのものについて議論したということでしょうか。評議をしている中で翻って見ると、もっとうこういう証拠があった方がよかったとか、そういうことが議論になったり、あるいは感じたということはありませんか。あるいは、この辺の証拠は逆に要らなかったとか、こういう人の証言も聞いてみたかったとか。先ほど1番の方から被害者のお話がありました。

1 番

先に言ってしまったんですけど。逆に言えば被害者が出てこないということはもう、そのとき初めて知った言葉でしたけど、宥恕を願いたいという言葉も出てるということで、そのとき後から評議の場面で説明して頂きましたけど、それほど争わない、恨みを持っていないというところもあったということはありました。

司会者

先ほどから量刑のグラフの話が出ていましたが、皆さん、グラフは御覧になりましたね。このグラフについてはどういう意味があるかとか、どういう趣旨だという説明もあったかと思います。その説明の内容が理解できたかどうか、あるいはグラフを見ることそのものについて何か感想なり御意見はありますか。はい、2番の方。

2番

説明していただきましたし、見せていただきましたけれども、結局、自分が今やっている事件と同じパターンというか、これならこれと同じと考えてもいいかもしれませんねというのはそんなになんだなということが分かりました。あくまでもこれは参考なのでというふうに念を押してくださったので、そういう資料があるということはちゃんと分かりましたけれども、それよりも皆さんの話合いとか裁判官の方の話とか、そういう方が中心だったように思います。

司会者

4番の方。

4番

グラフを見せていただいて、全く同じ事件はもちろんなくて、照らし合わせていくというか、パズルを組んでいくような形ですごく分かりやすかったんですけど、ちょっと話が変わるかもしれないんですけど、パズルをはめてこの量刑、昔こういうのはこうだからこれぐらいの量刑で執行猶予が付いてという、ある程度の基盤というかそれがあるのであれば、裁判員の意味合いというか、私たちが感情的に許せないからといって量刑を重くできるかといったらそうではないのかなというのを考えさせられたときに、じゃあ裁判員って何なのかなというのはすごく考えながら評議に参加していました。

司会者

そういう疑問について何か、例えば雑談の中で裁判官と話したりとか。

4 番

しました。やっぱり、そうかといって感情的になってその人に、この刑に関しては無期懲役なり死刑なりというのは当てはめることはできない、その刑の一番上限というのはもちろんあるけれども、上限にするということはやっぱりこの流れではできないという説明もされたんですけど、素人が裁判員として入ったときに、その素人の感情が組み込まれないんやったら何のための裁判員というか、最後までその疑問は拭い切れなかったです。

司会者

はい、5 番の方。

5 番

それは私も感じましたね。判決というのはやっぱり継続性があるんじゃないかと思ったんですけども、過去にこういう事例があって、こういうふうな判決が下ったよというデータは非常に参考になるんですよ。参考になるんだけども、やっぱり我々のような素人は、そのデータに引きずられますよね、どうしても。だから今の方の御指摘があったように、それじゃ、こういう素人の裁判員がいるのにはどういう意味があるんだろうと。だから、資料は大切なんだけども、それにあんまり引きずられてしまうと、この裁判員制度の意味がなくなってしまうという、ちょっとジレンマを感じましたね。その辺の資料の提出をどういうふうにしたらいいのか、私も今そんな申し上げるほどの案はないんですけども、そういうジレンマを感じたということは今の方がおっしゃったとおりですね。

司会者

ジレンマというのは、要するにそういうものがないと判断のよすがもないし、でも、かといって。

2 番

一から考えろと言われてもそれは難しいとは思いますがね。

5 番

できないです。ただ、あまりその資料がぼんと出てくると、過去にこういう事例があったんだという、どうしてもそっちへ引っ張られてしまうというのが私の言ってるジレンマなんですけど。

司会者

3 番の方。

3 番

グラフが出まして見ましたらね、裁判員制度の始まる前と始まった後からと全然量刑が違うんですよ、交通事故の。

司会者

何かそういう資料も。

3 番

ええ、グラフを見て。これはいつのと書いてあるので見て、これは裁判員制度が始まってから交通事故のこういうのが重くなったということがはっきり分かって、やっぱりねと。新聞に時々とんでもない事件で、えっ、これだけなのというのが随分ありましたでしょう。そういう気持ちがありましたから、これこんなちょっとで済んだのという感じでいたので、裁判員となって、もっと当然重いでしょうねという感じで重くしましたよね。そういう意見が通るようになったというのは有り難いと思いましたよ。交通事故でこんな、たった二、三年という感じでね、これだけの事故を起こしてとって。だからそういうのは裁判員になったから反映したんじゃないかなと思います。

司会者

1 番の方。

1 番

量刑をやりましょうといったときに、じゃあまず、裁判員の皆さんはどれ

くらいの量刑が妥当だと思われませんか、裁判官がまず考えてみましようということで、量刑のいろいろグラフを見る前に全く素人考えでみんなが考えました。でも、考えたけれども、他の事件との比較対照もありますでしょうし、僕らの主観だけで考えてもいけないんで、やはり何か比較できる、あるいは物差しになるようなものがないと我々も考えられませんねという気持ちになった段階で量刑のグラフを見せていただいて、そこで量刑相場という、そういうイメージなのかなというのをみんなで理解しながら見ることで、話し合うことができたんですけれども。その中でこの事件と照らし合わせたら、個別具体的にはこの事件はこうなんだからどうだろうと、またうまく話の進展が評議の中でできて、そこも僕は活発に議論ができて良かったと思っています。

司会者

ありがとうございます。評議全般について他に何かありますか。この辺をもうちょっと裁判官に考えてほしいなといった意見があれば。7番の方。

7番

先ほどグラフの話もあったんですけども、裁判員としては判決が出たところでとりあえずは終わりなんですよね。ところが、これがどういう刑を科したら再犯率が下がるとか、自分が何らかのあれでもって結論を出して、それに対してのフィードバックが、つまりそれが本当に役に立って再犯がないとか、そういうことの後追いが全然ないんですよね。そうすると、自分たちが、例えば執行猶予3年とか4年とかしたときに、それを付けた意義が本当にあったのかどうか、そういうことについてのフォローというのは残念ながらないと思うんですよ。難しいとは思いますが、こういうふうな結果を出したら再犯がない、こういうことだと再犯率が高いとか、それからまた、執行猶予がこのくらいで本人がこういうふうになってるよというようなものが。保護観察というのは、保護司の方の話を聞いてると、保護司の方もその人そ

の人によって物の考え方が違うようですね。ですから、その人に適材適所でいい保護司の方に当たれば、再犯率も下がるのかなと思ったりもしますが、そういうフィードバックがないと、裁判員でやりました、はい、終わりです、その後が何となくむなしいような気がするんですね。だからその辺をもうちょっと何か考えていただけると有り難いと思うんですけど。

司会者

他はよろしいですか。検察官、弁護人から評議の辺りで何かありますか。では検察官。

石川検察官

先ほど、もっとこういう証拠があればというお話があったんですけども、検察官の方では冒頭陳述、論告と皆さんに要旨を配布をしていますけども、評議の中でそういうものを見返す機会があったのかどうか、あったとすれば、こういう点は役に立ったとか、こういう点で使いにくかったとか、もしそういう点があれば教えていただければと思います。

8番

はい、参照いたしました。検察側からはとても克明にお書きになってらっしゃるレジメをいただいたんですが、私の事件の弁護側はキーワード的なレジメだったので、法廷に行ったときは何となく頭の中に入ってるんですけど、評議室に入ってもう一度見直そうといったときに、なかなかキーワードだけではちょっとあれかな思いました。さっき量刑の話が出たんですけど、検察側と弁護側の求刑が何年というふうに出ますよね。量刑のデータを見ても、先ほどデータに引きずられるというお話だったんですけど、検察側と弁護側で実は3年も求刑に違いがあったんですね。じゃあ、その3年は何なんだろうという話も出ましたし、そしてデータを見せていただいて、引きずられてるかもしれないけれど、それを均等に見ることができたと思っています。

司会者

他の方がいかがですか。はい、どうぞ。1番の方。

1番

検察側から示された証拠物件として、店内での防犯カメラが作動していなかったもので、結局、犯行後の証拠写真が提示されまして、それを当然検察側は検察側の主張で使いますし、弁護人も弁護人の主張の場で使うと。今回は包丁を振り落とされた後、またハンマーを振り回してたということで犯意が弱くないよというところが検察側の主張だったんですけど、逆に弁護側から見たら、そんな振り回しても他に全然器物破損してるところがないじゃないか、あくまで脅しのためだけにしか使っていないよという、そういった意味では両方に使える証拠を、平等の観点からかどうかわからないですけど、示されたのが結果として良かったなと思います。それからさっきの7番の方の話をつけ加えさせていただくと、私どもの事件では十分に経緯や動機、原因、この犯行に及ぶような原因ってもともと何だったんだろう、というところも話し合いました。

5番

1番の方に関連してよろしいですか。

司会者

どうぞ。

5番

私も同じ印象を持ってるんですけども、どうなのでしょう。プロの裁判官は自分が判決を下した被告人なりがその後どうなったかということはもちろん知り得るわけですね。例えば執行猶予を付けたけども、執行猶予中に犯罪を犯してしまってまた裁判にかかるとか、そういうことはプロの裁判官はそういう情報はいつでも手に入るわけですね。

司会者

これはそうでもないんです。

5 番

そうじゃないんですか。

司会者

はい。執行猶予で保護観察を付ければ報告は来ますけれども。ですから7番の方が言われたような、あるいは5番の方がおっしゃっているような、これは制度自体のかなり大きな問題でして、なかなか難しい問題だと思います。おっしゃっていることはよく分かります。

5 番

そうですか。プロの裁判官でも知り得ないこともあるわけですか。

司会者

よろしいですか。

石川検察官

はい、ありがとうございました。

司会者

どうぞ。

村中弁護士

弁護人の弁論で量刑意見を述べているかと思いますが、皆さんの事件だと、特に検察官は必ず求刑で数字も挙げておっしゃると思いますけど、弁護人の方では単に執行猶予を求めますということで、例えば何年というようなことを申し上げなかった事件も多かったように思います。これは弁護人の量刑意見で執行猶予を求めるときはそういうふうに言えば弁護人の意見はそれで明確になるのでそんなに問題はないのか、それとも検察官がきちんと刑を数字を挙げて主張するのであれば、弁護人もやっぱり執行猶予を求める場合であってもちゃんと数字を挙げて、例えば懲役何年で執行猶予も何年というふうに主張した方がいいのか、その辺りはいかがだったでしょうか。

司会者

この辺はどうですか。弁護人が執行猶予を求めている場合に、具体的な数字を挙げた方がより説得的かどうかということですかね。今回は結構、執行猶予になっている事件もございますけれども、どうでしょうか。8番の方はあまり問題にならなかったんですね。

8番

先ほど言ったように論告も弁論もその数値がきちんと表記されてましたので分かりやすいのかなとは思いました。

司会者

1番、2番の方とか、あるいは4番、5番、7番の方、どうですか。特に数字まで挙げなくても。2番の方どうですか。

2番

私が担当した事件では特に数字は、紙もなかったですけども、それで分かりにくいということはなかったです。

司会者

1番の方。

1番

私の場合で言えば、確かに執行猶予を求めるのが一番の目的だったんだなというのがはっきり分かったというのは分かったんですけど。でも逆に言えば、この事件の流れとしてはかなり軽微で、包丁をやりとりしたときのけがさえなければ傷害が付かないわけですから、裁判員裁判にもならなかった話なので、確かに具体的に何年、最低のこれをお願いしますと言われた方が分かりやすかったかもしれないです。ただ、そのときにはそういうふうには思っていなかったですし、弁護人として執行猶予をお願いしたいときはもともと何年というのを付けないのが慣例なのかどうかもちよっと分かってないんで。

司会者

4 番の方はどうですか。

4 番

私の場合、執行猶予が付いたんですけれども、例えばそのときに弁護人の方から、こうこうこうだから執行猶予はこれぐらいという材料を頂いていて、それに理由が付いて納得ができたなら、もしかしたら参考になったんじゃないのかなと思うところはあるかもしれないです。

村中弁護士

ありがとうございました。

高津弁護士

時間が許すのであれば質問を一つだけさせていただきたいんですけど。

司会者

どうぞ。

高津弁護士

第二東京弁護士会の高津と申します。皆さんにお一方ずつお伺いしたいのですが、裁判官から量刑の考え方についての説明というのがあったと思います。刑罰というのはやった行為に対する責任をまず第一に考えるんだよというところで、その説明が弁護人の弁論での説明と一致していたかどうか、要は弁護人が裁判所がしたような説明を弁論の中でした上で弁論していたかどうかというところと、量刑グラフを弁護人が示して弁論をしていたかどうかという点について教えていただければと思います。

司会者

質問は、裁判官が刑の重さについての考え方を評議のときなどに説明したと思うんですけれど、弁護人の最後の弁論がそれに沿ったような内容になっていたかどうかというのが一つと、その弁論の中で量刑グラフについて言及があったかどうかというところですよ。簡潔にどうぞ。

1 番

一つ目の質問は、裁判官の方からも説明がございました。みんな裁判員の方も理解した上でやりました。弁護人からの最後の弁論の中でもグラフを出されて、比較的こういう犯罪の場合はこれぐらい軽い刑ですよというグラフが紙で出されました。

司会者

では、2番の方。

2番

私の記憶にある限りなんですけれども、弁護人の方が刑のグラフを使ってお話をしていただいた記憶はないんです。ただ、話の中では、法律上の自首が成立していることとか、幫助で従犯なのでこういう形で軽減されるというお話はありました。

3番

私も弁護人の方からはグラフでの説明はなかったと思うんですね。その記憶がないんですけれど。

4番

私も弁護人からは提示された記憶はないです。

5番

私の方も裁判長の説明と弁護人の方がなされた弁論は特に矛盾はないと思ってます。それから、グラフは提示されませんでした。

7番

私の方も最初の質問については問題なかったと思います。二つ目については、グラフを使ってはいないです。

8番

私の場合は、一つ目の質問は別に問題なかったです。弁護人の弁論のレジюмеの中に他の事案における量刑というグラフが織り込まれてました。確かパソコンのデータにもそういうふうな御説明があったことを覚えております。

高津弁護士

ありがとうございました。

司会者

それでは、お時間になりました。今日頂いた御意見を我々裁判所も、あるいは検察官、弁護人も今後の裁判員裁判に活かして、より良い制度にしていきたいと思います。本当に今日は貴重な御意見をありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

以 上